

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 令和八年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）
- 令和八年度自衛官第一次募集（二等陸・海・空士（任期制自衛官））
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 土地改良区の定款変更の認可

危機管理課

〃

健康推進課

〃

指導監査課

### 【公告】

耕地課

## 目次

担当課（室）

# 令和8年3月3日 岡山県公報 第12782号

## ◎岡山県告示第八十六号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和八年度募集の要領は、次のとおりである。

令和八年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 採用自衛官の区分  
一般曹候補生
- 二 応募資格  
採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。
  - 1 日本国籍を有しない者
  - 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
  - 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者
- 三 受付期間
  - 1 令和八年三月一日から同年五月七日まで
  - 2 令和八年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。
- 四 採用試験種目
  - 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査（WEB試験）
  - 2 第二次試験 口述試験及び身体検査
- 五 志願票の請求先及び提出先  
市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所
- 六 採用試験期日
  - 1 第一次試験 令和八年五月十七日から同月十九日までの間で、志願者本人が希望する日時
  - 2 第二次試験 令和八年六月十九日から同月二十二日までのうち指定する一日
- 七 試験場
  - 1 第一次試験 受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）
  - 2 第二次試験
    - (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
    - (2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
    - (3) 右記については変更する場合がある。
- 八 採用予定時期
  - 1 令和九年三月下旬から同年四月上旬までの間
  - 2 右記のほか設定する場合がある。
- 九 その他
  - 1 現に高等学校に在学している者は、受験することができない。
  - 2 その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部  
〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七  
自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四―二二―七三五八  
自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一―二二―二三一四  
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二―二四―二八二四  
ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

# 令和8年3月3日 岡山県公報 第12782号

## ◎岡山県告示第八十七号

防衛省において採用する自衛官のうち二等陸・海・空士（任期制自衛官）の令和八年度募集の要領は、次のとおりである。

令和八年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 採用自衛官の区分  
二等陸・海・空士（任期制自衛官）
- 二 応募資格  
採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。
  - 1 日本国籍を有しない者
  - 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
  - 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者
- 三 受付期間
  - 1 令和八年三月一日から同年五月十四日まで
  - 2 令和八年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。
- 四 採用試験種目  
筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定  
なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。
- 五 志願票の請求先及び提出先  
市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所
- 六 採用試験期日
  - 1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）  
令和八年五月二十三日から同月二十五日までの間で、志願者本人が希望する日時
  - 2 口述試験及び身体検査  
令和八年五月三十日から同年六月二日までのうち指定する一日
- 七 試験場
  - 1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）  
受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）
  - 2 口述試験及び身体検査
    - (1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
    - (2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
    - (3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）
    - (4) 右記のほか設定する場合があります。
- 八 採用予定時期
  - 1 令和九年三月下旬から同年四月上旬までの間
  - 2 右記のほか設定する場合があります。
- 九 その他
  - 1 現に高等学校に在学している者は、受験することができない。

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/peo/okayama>

◎岡山県告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

くるむ訪問看護ステーション倉敷

倉敷市白楽町一四〇―一 ブランシャトー三〇六号室

令和八年三月一日

訪問看護ステーションきづき

倉敷市児島小川四―四―一二

令和八年三月一日

◎岡山県告示第八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年三月三日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

更新年月日

おかやま薬局山陽店

赤磐市山陽四一三一一

令和八年三月一日

ハロー薬局 尾張店

瀬戸内市邑久町尾張一三四六一六

令和八年三月一日

児島ハーブ薬局

倉敷市児島阿津一七一一二

令和八年三月一日

そうごう薬局 真庭勝山店

真庭市勝山二六〇

令和八年三月一日

◎岡山県告示第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

- 1 名称  
すれっど

2 所在地

総社市溝口三六九―一 スタ―ボードマンション三〇六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称

合同会社シルク2

2 主たる事務所の所在地

倉敷市三田三五一番地八シヤルマンみつだA棟二〇六

三 指定年月日

令和八年三月一日

四 事業所番号

三三二〇八〇〇〇九一

五 サービスの種類

共同生活援助

令和8年3月3日 岡山県公報 第12782号

〔八一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

勝央北部土地改良区

二 認可年月日

令和八年二月二十五日